附則に次の一条を加える。

（運輸部企画室の所掌事務の特例）

**第十条**　運輸部企画室は、第八十四条各号に掲げる事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

**附　則**

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**○内閣府令第二十三号**

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第九十七号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）及び沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の規定に基づき、金融業に付随する業務及び金融業に係る事業認定の申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融業に付随する業務及び金融業に係る事業認定の申請等に関する内閣府令

金融業に付随する業務及び金融業に係る事業認定の申請等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第十二号」を「第三条第十四号」に改め、同条第一項に次の一号を加える。

三　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所の委託を受けて行う同法第八十五条第四項に規定する特定業務

第二条（見出しを含む。）中「第二十七条第二項第四号」を「第二十六条第二項第四号」に改める。

第三条中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二号中「常時使用する従業員の数」の下に「、令第二十六条第二項第六号に規定する事業所において行う業務の内容、当該事業所において業務に従事する従業員の数」を加える。

第四条中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　当該区域内においては、専ら金融業務に係る事業を営んでいることを明らかにする書類

第五条第一項中「第二十八条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。

第六条の見出し中「事業認定の要件に該当しなくなったとき等」に改め、同条中「第二十八条第三項」を「第二十七条第三項」に、「その常時使用する従業員の数が十人に満たなくなった又は令第二十七条第二項第三号に規定する要件に該当しなくなった年月日及び理由」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合　次に掲げる事項

イ　変更前及び変更後の本店又は主たる事務所の所在地

ロ　本店又は主たる事務所の所在地に変更があった年月日及び理由

二　当該法人の常時使用する従業員の数が十人に満たなくなったときに該当する場合　当該法人の常時使用する従業員の数が十人に満たなくなった年月日及び理由

三　令第二十六条第二項第三号又は第五号から第七号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合　当該要件に該当しなくなった年月日及び理由

**附　則**

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**○内閣府令第二十四号**

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第九十七号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）及び沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の規定に基づき、観光振興地域における特定民間観光関連施設である販売施設の指定申請に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

観光振興地域の区域内における特定民間観光関連施設である販売施設の指定申請に関する内閣府令

府令を廃止する内閣府令

観光振興地域の区域内における特定民間観光関連施設である販売施設の指定申請に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第二十三号）は、廃止する。

**附　則**

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**○内閣府令第二十五号**

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第九十七号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条第三項の規定に基づき、交付金の額の特例に係る算定方法及び沖縄振興特別措置法第百五条の三第二項に規定する交付金の交付に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

交付金の額の特例に係る算定方法及び沖縄振興特別措置法第百五条の三第二項に規定する交付金の交付に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

交付金の額の特例に係る算定方法及び沖縄振興特別措置法第百五条の三第二項に規定する交付金の交付に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成十七年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

交付金の額の特例に係る算定方法に関する内閣府令

第二条を削る。

第一条中「第三十八条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

**附　則**

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**○内閣府令第二十六号**

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十四条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則

（有償譲渡の届出事項等）

**第一条**　沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該土地の地目

二　当該土地に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所

三　当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物並びに当該工作物につき所有権を有する者の氏名及び住所

四　前号の工作物に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所

2　法第十四条第一項の届出は、別記様式第一の土地有償譲渡届出書の正本一部を提出してしなければならない。

3　前項の土地有償譲渡届出書には、当該土地の位置及び形状を明らかにした図面を添付しなければならない。

（買取り希望の申出事項等）

**第二条**　法第十五条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した別記様式第二の土地買取希望申出書の正本一部を提出してしなければならない。

一　当該土地の所在、地目及び面積

二　当該土地の買取り希望価額

三　当該土地に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所

四　当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物並びに当該工作物につき所有権を有する者の氏名及び住所

五　前号の工作物に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所

2　前項の土地買取希望申出書には、当該土地の位置及び形状を明らかにした図面を添付しなければならない。

**附　則**

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。